

議案第28号

久喜市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

久喜市監査委員に関する条例(平成22年久喜市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する
ものであります。